$E_{令2}$ ＝ 0.00064

F_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{17} ＝ 0.027
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.02651
G_{21} ＝ 0.02807
G_{22} ＝ 0.02815
G_{23} ＝ 0.031
G_{24} ＝ 0.029
G_{25} ＝ 0.030
G_{26} ＝ 0.029
G_{27} ＝ 0.028
G_{28} ＝ 0.0218
G_{29} ＝ 0.0214
G_{30} ＝ 0.00105

$G_{令元}$ ＝ 0.00064
$G_{令2}$ ＝ 0.00107

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{14} ＝ 0.030
I_{15} ＝ 0.031
I_{16} ＝ 0.031
I_{17} ＝ 0.027
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.026
I_{20} ＝ 0.02651

F_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{17} ＝ 0.028
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.02656
G_{21} ＝ 0.02810
G_{22} ＝ 0.032
G_{23} ＝ 0.031
G_{24} ＝ 0.030
G_{25} ＝ 0.030
G_{26} ＝ 0.029
G_{27} ＝ 0.022
G_{28} ＝ 0.0218
G_{29} ＝ 0.0011
G_{30} ＝ 0.00105

$G_{元}$ ＝ 0.00064

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{14} ＝ 0.030
I_{15} ＝ 0.032
I_{16} ＝ 0.032
I_{17} ＝ 0.028
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.026
I_{20} ＝ 0.02656